

平成28年12月5日提出

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第2条」を「第2条に規定する職員」に、「除く。）に規定する職員」を「除く。）」に改める。

第2条第2項中「の者」の次に「(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第3条第2項中「及び第6条の4第4項」を「、第6条の4第4項及び附則第15項」に改める。

第5条の5中「のもの」の次に「又は」を加える。

第7条第5項各号列記以外の部分中「同じ。）（）」の次に「再任用職員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。」を加える。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」

に改め、同項第 6 号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 10 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

- 13 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）附則第 19 項の旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が平成 29 年 3 月 31 日において受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）の規定による給料月額に達しないこととなる職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の 21 日分に相当する額とし、」とあるのは「平成 29 年 3 月 31 日においてその者が受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料月額（」と、「給料の月額」とあるのは「当該給料月額」とする。

（特定臨時的任用教職員の特例）

- 14 第 1 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び臨時的に任用された者であって熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）第 2 条の職員又は市立学校の学校栄養職員若しくは事務職員のうち熊本市一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 の行政職員給料表の適用を受ける者であるもの（以下「特定臨時的任用教職員」という。）」とする。
- 15 特定臨時的任用教職員（自己都合等退職者に該当する者を除く。）に係る退職手当の基本額については、その者を自己都合等退職者とみなして当該基本額を計算するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び次条から附則第5条までの規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 退職職員（退職した熊本市職員の退職手当に関する条例第1条第2項に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における熊本市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

第3条 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができ

る者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する熊本市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提出理由)

市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、臨時的任用教職員に対する退職手当の支給基準等に関し必要な規定の整備をするとともに、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行に伴う規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。